静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　静岡市は、糖尿病の発症を予防するため、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス（ウェアラブル端末等により視覚化された人の活動に関する情報を元に保健指導するサービスをいう。以下「サービス」という。）を実施する保険者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ウェアラブル端末等　デジタルデバイスを使用して、人の活動に関する情報をデータ化し、視覚的に把握できるようにするシステムをいう。

（２）保険者　健康保険法第８条に定める健康保険組合で、市内に住所を有するものをいう。

（３）利用被保険者　保険者が市内に有する適用事業所において業務に従事する被保険者であって、境界型糖尿病（HbA1c値が標準高値以上受診勧奨値未満である状態及びこれと同等の状態であると市長が認めるものをいう。）であるもののうち、保険者が実施したサービスを利用するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市の実施するウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス導入支援事業に参加する保険者であって、サービスを実施するものとする。

　（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、サービスの実施であって、市長が必要があると認めるものとする。

　（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、委託費とする。ただし、デジタルデバイス等機械及び器具の購入に要する経費は、補助対象経費としない。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、１年度につき利用被保険者数に１万5,000円を乗じて得た額を限度とする。

　（交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者は、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

　（交付の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第５条の２各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

　（交付の条件）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第６条第１号から第３号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）糖尿病の発症を予防するために市長が有効と認めるサービスを実施すること。

（２）次のアからエまでの事項について利用被保険者から同意を得ること。

ア　利用前後に市が行うアンケートへの回答へ協力すること。

イ　利用前後に市が行う身体測定の実施に協力すること。

ウ　事業実施後の健康診査の結果について保険者が市に提供すること。

エ　市がアからウまでの事項について個人がわからないように加工した上で公表すること。

（３）事業計画に基づいて１年度につき３月以上継続してサービスを実施すること。

（４）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管しなければならないこと。

（５）連続する３事業年度以上の事業年度において、サービスを実施すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

　（変更、中止又は廃止の承認申請）

第10条　第８条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）変更事業計画書

（２）変更収支予算書

　（変更、中止又は廃止の承認）

第11条　市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第12条　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までにウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）事業実績書

（２）収支決算書

（３）収支を証する書類

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

　（補助金の額の確定）

第13条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付確定通知書（様式第６号）により当該補助事業者に通知するものとする。

　（請求）

第14条　前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第15条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１）補助金の交付を受けようとする者は、第７条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（２）補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

（３）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前２号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア　補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ　アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（４）市長は、第８条第１項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前２号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

　（雑則）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　　（施行期日）
１　この要綱は、令和６年９月11日から施行する。

　　（この要綱の失効）
２　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

様式第１号（第７条関係）

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付申請書

年　月　日

　　（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 |  |
|  |
| 氏名 | 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 |  |
| 電話番号 |  |  |

補助金の交付を受けたいので、ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　交付申請額　　　　　　　　　　円

　３　添付書類

（１）事業計画書

（２）収支予算書

様式第２号（第８条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　交付の時期

３　交付の条件

（１）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア　補助事業の目的又は内容

イ　補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ　交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（２）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（４）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（５）補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

　　　ア　要綱第12条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

　　　イ　実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（６）（１）から（８）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第３号（第10条関係）

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 申請者 | 氏名 | 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |  |

年　月　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　変更（中止・廃止）の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

様式第４号（第11条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業変更（中止・廃止）承認通知書

年　月　日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第５号（第12条関係）

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業実績報告書

年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 報告者 | 氏名 | 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |  |

年　月　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　事業完了年月日　　　　年　月　日

３　添付書類

（１）事業実績書

（２）収支決算書

（３）収支を証する書類

様式第６号（第13条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

静岡市長　氏　　　名　印

ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付確定通知書

年　月　日付け　　　第　　　号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり通知します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　　　　　　　円

様式第７号（第14条関係）

請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 請求者 | 氏名 | 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 | ㊞ |
|  | 電話番号 |  |  |

年　月　日付け　　　第　　　号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

１　請求額　　　　　　　　　　円

２　振込口座　　　　　金融機関　　　　　　　　　　　　　銀行・信用金庫・農協

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支店・支所

　　　　　　　　　　 　口座番号 　　普通・当座　 №．

口座名義

様式第８号（第15条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年　月　日

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住所 | 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 |  |
|  |  |
| 報告者 | 氏名 | 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　　　　年　月　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた静岡市ウェアラブル端末等を活用した保健指導サービス実施事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

１　補助金の確定額（　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

　　金　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円